

ラウンドアバウトって何？

ラウンドアバウトは、**交差点の中央に円形の中央島が設けられた円形交差点の一種**です。車両はこの中央島に沿った環状の道路（環道）を一方方向に通行し、行き先の道路に流出します。**環道を走行する車両に優先権があることが最大の特徴**であり、環道の交通流は信号機や一時停止などにより、中断されません。

近年、欧米諸国では安全でエコな交差点として、ラウンドアバウトが積極的に導入され、交通事故の減少などの効果が報告されています。国内においても、導入に向けた社会実験が実施されるなど、その有効性が確認されつつあり、普及に向けてニーズが高まっています。**（焼津市では、平成25年度に「山の手環状交差点」で社会実験を実施しました。）**今後国内において本格的な整備が期待されています。



【写真：静岡県焼津市 山の手環状交差点】

ラウンドアバウトの導入効果

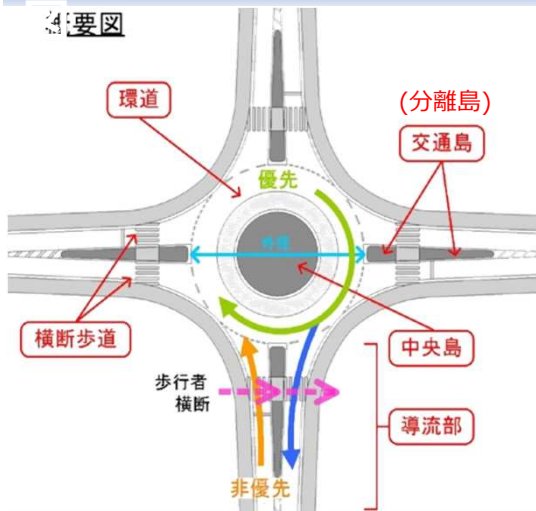
安全でエコなラウンドアバウトは、都市空間・道路空間の変化を示すシンボルにもなり、災害などによる信号停止時にも機能するメリットがあります。



- ・ **速度抑制による効果**
交差点の中央に円形の中央島を設けるため、車は交差点を直進通行することができません。
→ **走行速度の抑制**
- ・ **交錯ポイントの削減**
ラウンドアバウトは車と車が交差点内で交錯するポイントが少ない。
→ **出合頭事故が削減**

【無信号交差点32箇所】 【ラウンドアバウト8箇所】

ラウンドアバウトの概要



道路交通法の改正

平成26年9月1日に、改正の道路交通法が施行され、ラウンドアバウトが「環状交差点」として運用がスタートしました。



「環状交差点を示す道路標識」

※環状交差点に指定された交差点は、平成27年8月末現在で全国に48箇所あります。
静岡県内には、焼津市、浜松市、菊川市にそれぞれ1箇所が指定されています。

環状交差点の通行方法

- ・ 環状交差点は**右回り（時計回り）**に通行します。
- ・ 環状交差点内を通行している**車両が優先**されます。
- ・ 環状交差点から出る時は、**左側の方向指示器で合図**します。

